

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員等の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員等の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

【施行期日】 ①欠格条項を削除するのみのもの→原則として公布の日

②府省令等の整備が必要なもの→原則として公布の日から3月

③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの→原則として公布の日から6月

④上記により難しい場合→個別に定める日 ※建築士法:令和元年12月1日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案 に対する附帯決議

衆議院・内閣委員会(令和元年5月17日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それに基づき、必要な社会環境の整備等を図ること。
- 二 障害者の権利に関する条約第三十九条による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、必要な措置を講ずること。
- 三 成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。
- 四 成年後見制度利用促進専門家会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第四条第三項及び第三十三条第三項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。
- 五 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保佐人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。
- 六 本法による改正後の諸法において各資格等の欠格事由を省令で定めることとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法に抵触することのないようにするとともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようにすること。
- 七 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後も検討を行うこと。
- 八 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘案し今後も調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの整備等、同制度の利用者や親族後見人等を支援する体制を構築することにより、利用者の意思決定支援・権利擁護及び不正の発生の未然防止を図るとともに、制度の運用上の課題の把握・開示、関係機関における情報共有など、制度の透明性を高めるよう努めること。
- 二 成年後見制度を、同制度の利用者がメリットを実感できるものとするため、高齢者及び障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方などを始めとした制度全般の運用等に係る検討において、高齢者及び障害者の意見が反映されるようにすること。
- 三 成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。
- 四 市区町村が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画の策定や、地域連携ネットワークの構築に資する中核機関の整備などの取組に対し、適切な支援を講ずること。
- 五 障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それに基づき、必要な社会環境の整備等を図ること。
- 六 障害者の権利に関する条約第三十九条による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しを始めとする必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度利用促進専門家会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第四条第三項及び第三十三条第三項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。
- 八 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保佐人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。
- 九 本法による改正後の諸法において各資格等の欠格事由を省令で定めることとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に抵触することのないようにするとともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようにすること。
- 十 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後も検討を行うこと。
- 十一 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘案し今後も調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

府成見第1号
令和元年6月24日

各府省関係主管局長 殿

内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長
(公印省略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の
成立について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「一括整備法」という。）」については、令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されました。これまでの御協力につきまして改めて御礼申し上げますとともに、円滑・適正な法改正の施行に向けて、引き続き御協力をお願いいたします。

一括整備法は、他の法律の欠格条項を準用等している法律も含めると187法律における成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行うものであり、一括整備法の成立後は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の見直しに関する業務の基本方針について」（平成29年3月24日閣議決定）に基づき、関係法律の所管府省において、その円滑な施行に努めることとされています。

一括整備法に関する留意事項については、法案が閣議決定された際の平成30年3月13日付け府成見第6号通知により御連絡していますが、今般の一括整備法の成立及び公布を受け、下記のとおり改めて周知・要請いたしますので、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、欠格条項の見直しを行う」という法改正の趣旨や、障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、今後とも円滑・適正な施行に向けて必要な検討・対応を進めていただきますよう重ねてお願いいたします。

記

I. 一括整備法の施行に伴う政省令等の整備について

今回の一括整備法においては、準用等も含めると187法律の欠格条項の見直しを行うこととしており、その施行期日は、多くの法律において、公布から3月又は6月を経過した日としています。既に対応済の府省もあるものと存じますが、施行までの期間が限られていることや、各資格・職種・業務等の中には都道府県知事等の権限に係るものが含まれており、条例・規則等の整備が必要になるものも想定されることを踏まえ、一括整備法の施行に伴う政省令等の整備については、案文の検討・作成や都道府県知事等への通知の準備等、速やかに準備作業を進めていただきますようお願いいたします。なお、作業に

当たっての具体的な留意事項については既に平成 30 年 3 月 14 日付け各府省庁法令担当官宛て事務連絡をお送りしているところですが、改めて事務連絡をお送りさせていただきます。

II. 政省令等で定めている成年被後見人等に係る欠格条項の見直しについて

「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会。以下「議論の整理」という。）においては、各府省は、一括整備法の成立以降、新たに成年被後見人等に係る欠格条項を設けないよう留意するとともに、政省令や通知などで定めている欠格条項についても、今回の一括整備法による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきとされています。当該方針に基づき、今後、各府省においては、政省令や通知（各地方公共団体に対して条例、規則等の例を示しているものも含む。）の見直しに取り組んでいただくようお願いいたします。上記 I と同様、作業に当たっての具体的な留意事項については既に平成 30 年 3 月 14 日付け各府省庁法令担当官宛て事務連絡をお送りしているところですが、改めて事務連絡をお送りさせていただきます。

III. 一括整備法の施行までの制度の運用について

成年被後見人等に係る欠格条項を設けている制度について、一括整備法による改正が施行されるまでの間、現行法が適用されることは当然ですが、当該制度において成年被後見人等であることが絶対的な欠格事由ではなく任意的拒否事由（免許、許可等を「与えないことができる」といった行政庁の裁量の余地があるような規定）とされている場合には、政府の意思として成年被後見人等に係る欠格条項を見直すことを閣議決定した上、国会においても欠格条項の見直しを内容とする一括整備法が成立し、公布されるに至っていること、成年被後見人等に係る欠格条項をめぐる訴訟も提起されていること等を踏まえ、一括整備法の施行までの間、成年被後見人等であることを理由として当該任意的拒否事由に基づく不利益処分を行わないこととする運用も検討するなど、適切に対応いただくようお願いいたします。

IV. 一括整備法の施行期日

一括整備法による各法律の改正については、原則として、以下の区分に従って順次施行されます。

- ① 成年被後見人等の欠格条項を単純削除するのみで省令等の整備が必要なもの 公布日（令和元年 6 月 14 日）
- ② 省令等の整備が必要なもの 公布の日から 3 月を経過した日（令和元年 9 月 14 日）
- ③ 地方公共団体の条例等の整備、外部団体との調整が必要なもの 公布の日から 6 月を経過した日（令和元年 12 月 14 日）
- ④ その他 個別に定める日（建築士法等 令和元年 12 月 1 日）

なお、上記 I 及び II に関しては、各地方公共団体における対応も必要となることが想定されることから、各都道府県知事宛てに別添のとおり通知していることを申し添えます。

参考 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」（平成 30 年 3 月 13 日閣議決定）の要綱、案文、理由、新旧対照条文、参照条文については、

内閣府ホームページにて全文を掲載しています。

URL：<https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>

※法案は衆議院において修正されています（土地改良法の改正規定（法案第111条）を削除し、建築士法等の改正規定の施行期日（法案附則第1条第3号）を平成30年12月1日から令和元年12月1日に修正）。修正案は資料2を御参照下さい。

資料1 令和元年6月24日府成見第2号「「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立について」（各都道府県知事宛通知）

資料2 衆議院修正案（要綱、案文、新旧対象条文）

府成見第2号
令和元年6月24日

各都道府県知事 殿

内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長
(公印省略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」
の成立について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されました。

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、187の法律（他の法律の欠格条項を準用等している法律を含む。）における成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものです。今回の改正により、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として資格・職種・業務等から一律に排除するのではなく、それぞれの資格・職種・職種等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。各制度の改正に係る施行期日については、概ね、公布日施行、公布の日から起算して3月又は6月を経過した日に施行するものとされており、いずれも公布日からの期間が短いことや多分野にわたる多数の法律を改正するものであることから（下記Ⅲ参照）、法改正の趣旨を踏まえつつ貴職におかれましてはそのリーダーシップの下で早急に施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今後は、関係法律の所管府省において、その円滑な施行に努めることとされており、施行に向けた詳細については関係法律の所管府省からそれぞれ通知等がなされるものと考えていますが、当室からも一括整備法の施行に向けた留意事項について下記のとおり通知いたしますので、御参照下さい。

管下の市区町村に対しては、市区町村長を始め、関係する担当課にもれなく今回の法改正の趣旨やそれを踏まえた施行準備、対応等が適切に行われるよう、貴職から確実に御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

I. 一括整備法の概要及び法律の趣旨を踏まえた対応のお願いについて（資料1～3参照）

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、地方公務員法等も含め、各法律において定められている資格・職種・業務等における成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置を一括して見直すものです。これにより、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として一律に排除するのではなく、各資格・職種・業務等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。

一括整備法の対象である資格・職種・業務等の中には、都道府県知事等の権限に係るものが含まれており、関係法律の所管府省からは、場合によっては条例・規則等の整備が必要になるものも想定されるとの連絡を受けています。詳細については、所管府省からおって通知等がなされるものと考えていますが、かかる条例・規則等の整備及びその運用に当たっては、実質的に成年被後見人等を資格等から排除するようなものとはしないこと、心身の故障があることをもって直ちに資格等から排除することなく、資格等にふさわしい能力の有無を的確に審査・判断することなど、上記の一括整備法の趣旨や、障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

なお、一括整備法の内容については、内閣府ホームページに掲載している法律案（URLを末尾に記載）、「法律の概要」（資料1）、「見直し法律リスト」（資料2）及び「衆議院修正案」（資料3）を御参照下さい。

II. 条例等で定めている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しについて

上記Iのとおり、一括整備法の成立により、成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置が一括して見直されました。また、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日成年後見制度利用促進委員会。以下「議論の整理」という。）においては、各府省において、一括整備法の成立以降、新たに成年被後見人等の権利に係る制限を設けないよう留意することとされています。さらに、議論の整理では、各府省において、政省令や通知などに基づいて成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきとされています。こうした方針に基づき、今後、各府省においては、政省令や通知（各地方公共団体に対して条例、規則等の例を示しているものも含む。）の見直しに取り組んでいくこととなりますが、各地方公共団体の条例、規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、こうした政府の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をお願いいたします。

III. 一括整備法の施行期日

一括整備法による各法律の改正については、原則として、以下の区分に従って順次施行されます。

- ① 成年被後見人等の欠格条項を単純削除するのみで省令等の整備が必要ないもの 公布日（令和元年6月14日）
- ② 省令等の整備が必要なもの 公布の日から3月を経過した日（令和元年9月14日）
- ③ 地方公共団体の条例等の整備、外部団体との調整が必要なもの 公布の日から6月を経過した日（令和元年12月14日）
- ④ その他 個別に定める日（建築士法等 令和元年12月1日）

参考 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」(平成30年3月13日閣議決定)の要綱、案文、理由、新旧対照条文、参照条文については、内閣府ホームページにて全文を掲載しています。

URL : <https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>

※法案は衆議院において修正されています(土地改良法の改正規定(法案第111条)を削除し、建築士法等の改正規定の施行日(法案附則第1条第3号)を平成30年12月1日から令和元年12月1日に修正)。修正案は資料3を御参照下さい。

資料1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

資料2 見直し法律リスト

資料3 衆議院修正案(要綱、案文、新旧対象条文)

担当：内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室

西村、藤野、川上、金柄

TEL：03-3581-1875(直通)

メール：shintaro.nishimura.a8s@cao.go.jp

nishimura-shintarou@mhlw.go.jp

masahiro.fujino.f9v@cao.go.jp

fujino-masahiro@mhlw.go.jp

keiko.kawakami.y2r@cao.go.jp

takuya.kanetsuka.b9k@cao.go.jp

※内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室は令和元年7月中旬を目途に廃止されます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案要綱

一 施行期日の修正

建築基準法の改正規定の一部及び建築士法の改正規定の一部の施行期日を、「平成三十年十二月一日」から「令和元年十二月一日」に改めること。
(附則第一条第三号関係)

二 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の一部を次のように修正する。

第百十一条を次のように改める。

第百十一条 削除

附則第一条第三号中「平成三十年十二月一日」を「令和元年十二月一日」に改める。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案 新旧対照条文
 ○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（令和元年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>第百十一条 削除</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 第百四十五条（建築基準法第七十七条の十九第七号及び第七十七号の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七号の五十九の改正規定（同条第六号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改める部分に限る。）に限る。）及び第百四十六条（建築</p>	<p>（土地改良法の一部改正）</p> <p>第百十一条 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条第三項中「成年被後見人、被保佐人及び禁錮」を「禁錮」に改める。</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 第百四十五条（建築基準法第七十七条の十九第七号及び第七十七号の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七号の五十九の改正規定（同条第六号中「第七条第五号」を「第七条第四号」に改める部分に限る。）に限る。）及び第百四十六条（建築</p>

士法第十条の二十三、第十条の三十六第一項、第二十二条の三
第二項、第二十六条の五第二項及び第三十八条第五号の改正規
定を除く。）の規定 令和元年十二月一日

四
〔略〕

士法第十条の二十三、第十条の三十六第一項、第二十二条の三
第二項、第二十六条の五第二項及び第三十八条第五号の改正規
定を除く。）の規定 平成三十年十二月一日

四
〔略〕